東蝦夷地くすぶり嶋騒動　全

リ 5
7711

門 5
號 7711
卷

早稲田大學図書館
昭 34.2.9 受
藏書

早稲田大學圖書

寶
政元年酉五月二日東脈夷地くすり
給勅宇右元結内先々彩井田孫之郎松井
義兵衛松前平角勝源次郎秋山角蔵高橋
右衛門松浦七郎兵衛文次亡月二日第弁芸
州醫師琉球国弁之輕通詞惣人数百拾余
亡月十日ゟ追々出立仕候出立之砂ゟ彩井田
孫之郎支配所脈夷人用之者又亡人
為問者書置中弁設地に振ゑ追々相知申振
得ト中合ゟ出立支ゟ惣勢同廿一日ゟ
中所ゟ長江南西村役人方ゟ出立事脈

夷地吳交ゝ義兵御[illegible]ゝ事
第四番烽火を合図ゝ[illegible]
右之通中國列烽火、場所之間不砂時
不日報中[illegible]此所志摩ゝ西場所江
進[illegible]番中番[illegible]
ゝ不迎陸通り[illegible]
中合右之通之[illegible]迎船[illegible]十丈余内相
渡番同世二百[illegible]人数渡船
[illegible]事[illegible]間[illegible]
一道中筋[illegible]
[illegible]通

道中心得ゝ事
一今度人馬之[illegible]騒動[illegible]ゝ事
攻戦[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]
結[illegible]事[illegible]通行ゝ中[illegible]
人口對ゝ[illegible]
一[illegible]用[illegible]この[illegible]事
一[illegible]この[illegible]事
一武器[illegible]ゝ事
一[illegible]中[illegible]

一如しゝ和多ありゝ　蝦夷人ゝ賞賞
数百端書ゝ

一物勇ゝ不及ゝ　物和ゝ　嶮海ゝ海ゝ数
拙器ゝ多者書

一蝦夷長人ゝ不及ゝ人ゝ　蝦夷人ありた
厚ゝ多南ゝ　この数書

一恵勢ゝ句論ゝ通詞多りた　ゝ下和　蝦夷
人ゝ和語ゝ　同清ゝ　ゝの数ゝ

右ゝ條ゝ　蝦和相有ゝ　紀ゝ　崎科の
別者ゝ

六月

恵勢ゝ

桃改

右ゝ通　右解物文道中ゝ宿ゝ　宿ゝ
漂流ゝ中　蝦ス

一同廿日　ゝ　ゝ　同所　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

一同　ゝ　ゝ　ゝ　同所　ゝ
蝦夷長人ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

大坂へ帰国仕候

一同廿七日西之刻つゝ下り若同所ゟ嫁ま
ゝ[illegible]下り嫁大の振袖を見届申
中村西下 娘夫長人下 此指武人[illegible]

一同廿八日さるゝ下り若同所ゟ西の番へ下り
嫁大の振袖を見届申 中村

一同廿九日にいかつゝ下り若同所ゟ下り
嫁大の振袖を見届申 高中村

一同晦日ゟ姉ちゃ[illegible]下り若同所ゟ[illegible]
下り嫁大の振袖を見届申 中村 娘

夫長人[illegible]人[illegible]中

一同日ゟ[illegible]嫁大の振袖を見届申

高中村

一同日みついゝ下り若ゟ[illegible]
下り嫁大の振袖を見届申 高中村

旦那下り振袖ゝ用意仕候 娘夫長人下
七人[illegible]中

一同六月朔日うらかゝ中下り若同所 嫁
大の振袖を見届申 高中村

長人下[illegible]人[illegible]中

一同二日之夕酒にて中原宗同所へ婚礼の祝
宴急帰宅し夜南中分に娘夫婦長人二
百人程中に見より出て踊る嶮岨なる馬場を経
て立南原馬場高瀬宮中に南部分とかちと
中原迄も踊る雑原の踊り
一同三日朝ちいろみ中原宗同所へ婚礼の
祝宴急帰宅し夜南中分に踊りに出る酒に大小へ
お立ち祝中分に急帰宅し夜南中分
娘夫婦長人二百人程中に雑煮用意仕
一同四日さるぐち中原宗同所へ新迎

こ百姓大勢おくて土地こる踊酒に中原宗
中分に
一同五日ちろ中原宗同所へ婚礼の祝宴酒
急帰宅し夜南中分に娘夫婦長人二百人程
一同六日おそいら中原宗同所へ婚礼
一同七日おそいら中原宗同所へ娘夫婦
ひつち長人に二百人程七拾弐人百ろ志や娘長
人に二百拾二人長人二百人程
八拾九人私七歩ろ出迎に長谷南原本松

居り且又経蔵堂脇
大通丸水主四郎[illegible]
途中[illegible]書[illegible]九一通書[illegible]
[illegible]

一同八日[illegible]
[illegible]

一同[illegible]
[illegible]

一同九日[illegible]
[illegible]

八人[illegible]
[illegible]
又[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

シモチ
イニンカリ
イコンロシケ
ヌウチヤンテクル
シトキンラ
シリコメト
チヤヤマ
コヒフリ
チヨクヌカ
トカムイマウ

のつか沼蝦長人ノ子
カ子マキ

有ノ者ハ話ヲクヽ為ノ為ニ
敬意ヲ表スル如ク同人ハ
ニ付キ

一南部大畑村ハ蝦夷ヲ家ニ飼ヒ置キ
ヲ動カス如ク此年ノ間不法ヲ
引給ヲ稼ヲ為ス人ニ
第同村ノ蝦夷人ハ
色ノ屋ノ家ノ

新之助迎毒と入毎ゆる歯酒 蝦夷共 不殺及
毒害ゆ飯中ゆ毒和 尚長 六月中同所
長人サンキチ 病気し命酒と呑ていたせし
中ゆ運と呑サンキチ方に使し者指来候し
サキチ中ゆ中ゆ 右酒を動まるもし酒 極
中刈番セゆる 海付酒を 酒 し酒中毒
ゆ 抓 ゆ 尚 し サンキチ 殺病死ゆ中 形 又
手 細 同 而 ゆ 加 毎 不 長人マメキリ 手 蝦夷
くゆ 尚 し 運と呑 ゆ 酒と 喰せゆ 尚 手 酒 即
死 殺 し ゆ 中 し 殺 酒 し サンキチ 子 ゆ ボニシ

アイヌ又共 初 数 毎 し 蝦夷 中ゆ 中ゆ 付 殺 し 毒
害 ゆ 毒 し 尚 酒 毎 殺 殺 し 遠 恨 し 毎 尚 を 毒 を
毎 ゆ 殺 ゆ 殺 中 し 恨 恐 殺 毒 中 世 殺 殺 し
殺 数 害 ゆ 毒 し し 中 し 殺 殺 ゆ
一 前 し 合 文 尚 殺 ゆ 御 毒 殺 去年 中 ゆ 乃 殺 殺
仕 殺 毒 長人 遠 と 下 し 蝦夷 同 殺 し 殺 メ 殺 し
殺 お 用 句 倫 長人 ゆ 毒 ゆ 如 蝦夷 と 動 近
尚 し 殺 し 殺 殺 し 殺 殺 し 毒 ゆ 自 し
殺 方 し 動 ゆ 尚 目 中 し 殺 毒 し 殺 殺 し 中 殺
殺 ゆ ゆ

一近年くさつり[illegible]
[illegible]長人[illegible]
[illegible]居[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一[illegible]
[illegible]

右之[illegible]

六月十[illegible]

一[illegible]
一同廿二日[illegible]
一同日[illegible]
いとき[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
同廿七日[illegible]
[illegible]
[illegible]

シモチ
イニンカリ
イコンロシケ
スウチヤシテクル
シトキンウ
シリコノト
リキチヤシテ
イチロウ
ユウトルカ
リミセアイヌ

ニツ子クル
チヨクヌカ
トキチヤウ
コイブリ
トカムイマウ

右之者共婦女幼子共
十五人のつかふ長人二十八拾人家来
如是此頃尚而之乎知り
相之事居いたんて 発動し 陽而し
刈のつう海岸 長人ヒヨブアイヌ 長人ニサブ

ロノチノサホロヤコヘカアイヌハシタアイヌ峠出

[illegible]子[illegible]の如十歳[illegible]

くなのもり支配人[illegible]内[illegible]大畑村[illegible]

十右ヱ門ヤマもり女娘夫を女房同様[illegible]

し居[illegible]もりの稼方[illegible]共[illegible]長

人[illegible]部[illegible]女娘夫[illegible]稼[illegible]寄通[illegible]

百姓夫[illegible]印[illegible]

[illegible]る娘[illegible]中[illegible]

ナイ[illegible]

[illegible]

及取り

一くなもり稼方[illegible]者[illegible]常[illegible]中[illegible]

自然[illegible]お[illegible]不働[illegible]娘夫[illegible]

句論[illegible]長人を始[illegible]

男女[illegible]迄答[illegible]建[illegible]糟[illegible]

殺[illegible]つ[illegible]日地[illegible]

稼[illegible]

[illegible]長人[illegible]

[illegible]人[illegible]娘夫[illegible]

接[illegible]

右田ハ難義大切 穢多之者ニ而有之候
受ニ而 催之 雇候ニ而 見之 江戸宅ニ而御座候
衆中穢混仕候 及難儀

一 くさもり 惣長人サニキチ 病気ニ付
毎之座中 穢多之者共ニ 酒ヲ指出し
飲ませ候処 中ニ而 右之薬ヲ 酒ニ紛
サニキ千ニ為呑候 使之者中ニ 別段
酒を飲さし 酒飲候中 死候故其を
後ニ病死 致候事ニ 取扱又ニ御同所ニて吟
キり 其ハ難義之 女房 遂ニ座ニ 御吟味合

一 候処 穢多共 其共 候間 支配 難義大切中ニ
ニ八兵衛支配人 九左衛門 中候ニ付 当年分者
毎度座中 相成候 毎酒 味噌ニ 為飲 毒を入候様ニ
候事ニ 其 毒 思 詳ニ 鋪も 有之 毒害ニ
サニキ千 子共遠 慎候分 候 取扱

一 めあし 候 先年 ついて シヤニカリ ニ中 難義之
娘 御 相ニ 遠 穢多之者ニ 相頼 相伏
られ 家 絶 御 候 御 衆 難船 人家 建
海 候 処 有之 相 衆 候ニ 候

一 くさもり めあし 穢多之者 難義大切

如何ニ答ヘ[illegible]

御[illegible]長此段[illegible]右[illegible]段取[illegible]

一此度[illegible]騒動ニ異国人と入交り取[illegible]

[illegible]

右之通再度[illegible]

一騒動ニ付場所柄命[illegible]南部大畑村迄[illegible]

相[illegible]ぬうち中[illegible]一度[illegible]取[illegible]南部

[illegible]

[illegible]

別紙として南部長人[illegible]リミセアイヌエウトルカ

ヌウチヤシテクル

右之ヲ訳指人中[illegible]

内江[illegible]

一南部長人[illegible]のつか[illegible]長人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

読も有之候得ハ 惟今と紀念し銘之事ニ付談被
成ニ付候得 並格別御申遣候 御大切之事ニ付候
迄も辰義一の分捕ニ付候処 大概之義 彼地之騒動
人之段 難渋及混雑候得共 当所之老とも
討取候処之義 附近御物成 却ニ至急にて相届
候得共 考并致し候得共 名々何ニ頭取
退入候ニて 穏動之上 居合候者共 不残取押候儀と
候得共 罷り 慥ニも 書記 至急之義
一つまし 尤 此節之 両所 惣長人イコト 工 同人
母ヨツケニ 久右衛門 長人ツキノイ 相違

候得共 此者中 統當之老共 不足之事ニ付て
ツキノイ 彼御鎮ニ付 深く 右之 御達
平均ニ相成候 此者共 此場来迄 来し 安穏て
致し 出役候得共 此者 年中合 ツキノイ
候ニも御座候 及遣候処 右ハ 是ニ寄
候へ此段 各中 役別 長人 右之内 イチロウ
ニトキン ウナ ヨリ ヌカ 三人も 老御 指令
ふり候者 右之 使中付之 指人にて 国六月
十八日出船致し候
一 のつか 候ふ 長人ハニヨニロ 罷越 此度騒動之節

[illegible]

[illegible]

一長人たち中[illegible]ゆき[illegible]
[illegible]大切御用向[illegible]
けし長人[illegible]三千のつかはなし人[illegible]四ノ子
クサホロヤ沖用にもおそ[illegible]
[illegible]
中[illegible]
[illegible]

一めゝ[illegible]徒壹[illegible]
人たち[illegible]
人たち[illegible]
アイスニサフロコヘカアイ
人[illegible]七月二り出私中[illegible]
一南部の蝦夷長人大勢[illegible]
一同部に相家指引[illegible]
以風[illegible]
一七月二四日[illegible]
[illegible]

ニシコマツケ同人ニテ毎ツケニ南部大畑村ヨリ
吉蔵同船ニテ来ル途中ニテ難船ノ
カ[illegible]ニ同乗致シ来ル仮表人ニテ長人ト
ヲ申候ハ
一同月八日ニ同船遠ノ[illegible]カ[illegible]
一同九日ツケ毎長人毎ツケニ通詞ヲ通シ
中ニテ出会ヒ遠ク[illegible]
郡毎ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
ヲ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]長人ヲ[illegible]
[illegible]通詞ヲ中ニテ[illegible]

別ヲ通シ[illegible]
一同九日南部大畑村ヨリ吉蔵ヲ人ヲ[illegible]
ヲ[illegible]吉蔵ヲ[illegible]一同十月十日仮人ヲ[illegible]
[illegible]
一同十日イコトヒ毎ツケニ出船
一同ハ[illegible]吉蔵ヲ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
一同十二日[illegible]出船
[illegible]

内法

一同十二日熱田ヘ相移ル

諸役騒動五時ヨリ始ル先番ノ中渡ル攻戦

之事ニ付ニ役人ヲ先ヲ以出張

し帳表及書付ヲ以止事決戦ヲ為

命ゼラルル通この事心得事

一及軍令決戦ハ敵ヲ我

陣ニ進退いたし備くと乱すものハ斬（キル）

一戦ニ臨て心腔逸張いたすものハ斬（ザン）

一酒肴ハ無之ル様ニ朝ヨリ陣

抜ケ出ル及断ハ切ル

一攻戦ニ臨ム父子ハ負たるも見て顧

ル暇なく負ると及抱刎ル毒薬を飲り

ハ者ハ毒を嘗抜ケ薬を口ニ含ム

抜ハ及腹ハ切ル

一根ハ言怪ヲ事ヲ中間ハ無勢

ハと乱すものハ斬

一軍中ニ為雑談ハ論ヲ変ル決ハいたす

ものハ乱ニ之斬

一 蝦夷人ヘ別ら扶持 明年風雨ヘ時節を
考仕るものに扶持 意りに
その八 部
一 毒草ヘ活業常ヘ用ゆこの段の事

月 日

隊 所

忠 慶

一 同十七日 假家四軒出来 ヘ
一 同十四 為賞ヘ相終ヘ 極 ヘ通

長迄 [illegible] 中 [illegible]
十年 [illegible] 陳中 陳印
[illegible] 事

一 同十四 十四 [illegible] 長人 [illegible]
長人 十八 十八 [illegible] 統豊 [illegible]
蝦夷 [illegible] 八 [illegible] 人 [illegible]
長人 十 [illegible] 統豊 蝦夷
[illegible] 武百人 [illegible] 百 [illegible] 統目付 [illegible]
印警固 [illegible]
一 [illegible] 志摩 [illegible] 迄

江ゟ

一同さる頃くるのさつ長人いきノイ手ゟ同船
長人ゟ浦ゟ書簡ゟ通

くるさつ号長人
いきノイ英長人
中口

いきノイ中ゟくるさつ澄動ゟ
和風清雅ゟ出情ゟ出る例年ゟ通ゟ
ゟ高ゟ扱清ゟ高麗ゟ
出来ゟ一向海中ゟ騒動ゟ

けし罌粟ヲいつケニ作る取ル仕方ゟ
取ル作ゟ出来ゟ一御記ゟ
八月ゟ同長人ゟ同船ゟ中ゟ

一くるさつ清ゟ物ノ稼ゟ動ゟ同不脈
夷ゟ物ノ割合ゟ完ゟ不ゟ
長崎ゟ脈ゟ脈ゟ脈夷ゟ
難風ゟ牧又ゟ年ゟ脈夷ゟ
ゟ答ゟ入物ゟ英教又ゟ
毒ゟ入長人ゟ日及ゟ脈夷ゟ
記ゟ同ゟ牧ノ人ゟ入迄ゟ

多し先やま地門根ニ商賣ニの致ス古跡人（九三衛方）
職方ニとのえりに中略し候し雪く鄙夷大九心
そうに存居候得共南北月忠長人サンキ十疋
氣し居室ニ酒と黄金候哉如何し候ゝ
色ん画つちやいし古跡人勤ま御る中ものお
来り由御心天狗古跡致し居候針首御と文
吉ら中春も由る其内古跡し来中以ま昆ハ哉と
候ら中候ら候以針長人サンキ千吾候ゝもま
絵古果中候中致文之御旧針長人アメキリ女房
是上原る飯方喰候処天狗り古果中候至後達

上原る何し祝ニ兵餅と橋候良性発ねと入
逆忘し鄙夷大に振舞ニ中候申ち使古とて候場
何と年中候忠左使古とし候る逆上原着
とも刀ニ因計掛とメ走し居候様子無阿し彼
飲食存居候一部と年ちま古跡人美職方ニ去九
召喚ら寒まし取ずし祥鄙夷每抱手南
示其候る第逆版ニ存候此度サンキ千子九木二と
アイヌアメキリ補そして大勢後悪と結候
登勤館候事古遣ニ安候度候古神年召方
しと古知候て何卒まま不依ニの延候後ま早

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]政動[illegible]酒と長人サンキチ[illegible]酒と
[illegible]書[illegible]凡[illegible]サンキチ病
[illegible]政動[illegible]サンキチ病
死[illegible]
[illegible]死人動[illegible]酒と
[illegible]サンキチ病死[illegible]
[illegible]政動[illegible]酒て病死

[illegible]

一此度騒動[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]先年[illegible]
[illegible]騒動
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]書し通ロキノイ初長人[illegible]中遊[illegible]
[illegible]
[illegible]

一同さつ様おがみ上げ奉り通

此度作業にて職夫共給料方職夫

一同と数多新板にて こうさく 仕方計り

味を語りて文字の伝授 再通り先れ方

板に記 紀 いろいろ存寄も出て

来て 海岸に成る 先一通り イロ

ト工ッキノイシヨンゴ 初手郡長人に長株

中分ける 右の通り 無職夫 ゝ 無職

夫同士 書記 正 右通 進 職 十

百郡 此後 仕 動 業 出 来 ゝ

上

此度百郡役所より職夫共 職夫 ゝ 仕

下 伝 一同 伝 ゝ 上 右 役 平

一同十七日 朝 くろ 出 長人 ツキ イ ケ

長人 イコト工 つ 海 先人 ションゴ 郡 先人

大 義 職 中 役 新 出 ゝ

此度 くろ 出 海 右 及 動 作業

ゝ 出 右 職 出 先 作 ゝ

味 職 板 工 作 ゝ 再 右 平 ゝ

ゝ 出 再 遣 ゝ 郡 二 平 遣 別 ゝ

之合 通 同 ゝ 出 職 ゝ

[illegible]又

一右長人氏[illegible]十之[illegible]今朝[illegible]被[illegible]
[illegible]百人[illegible]百[illegible]人
[illegible]通[illegible]
[illegible]通[illegible]

マメキリ
モウシクル
イナタラン
リケン
ヌケラレ
ナホカエ

カモイホクン
ボニシアイス
シラリシヤマヌ
モシリイハリ
イムシウタレ
アトエ
エウチヤチ
ラムシウカ
ヲムルケ
イツライ

ノチハウトカン
イカシアイヌ
ト　リ
イスカル
シウマウカサン
ノイ、フンケ
セタヱチセフ
サケ　チレ
カシフシハ
コタンヒシケ

セツハヤフ
チカフキウ
シヨンヤタル
シヤモラツカイ
チウレソ
イヌ　クマ
トン　ト
マウカト
アイキンケ
イルキ

イカルサンケ
ヘシタウケ
シタ　子
ナイフタアシ
ニノタトリ
シトノヘ
シヨリユク
レアタヱ
モノシ
サケヌカル

チヤンタ
チヒラシヤ
クニトハ
ニタヱ
クレタケ
イルヲセ
シヤンカク
トシヤクイ
チヤンユト
ウ、フリトヘニ
イヌトシヤラ

ヲカトシン
ヤヘコカル
ヒシケシ
ヘケレヤウ
モシンニシ
トヱラアイタ
ケウトモニシケ
センス
シルハ
シケシトラ

チヱカシカル
アンチカン
トケフラン
ニコシ子
チフシコレ
チヤヱマレカ
ニタンヘカ
アムチヤリ
セツハカヱ
シトフヘ

ホキヌカル
カタニ
ヒセリコ
ボロヱノキ
トハヘツ
シセリ
カムイナンカウ
トルウシ
アニノ
ヲレハク

トシヤモンボ
イノツケル
ヱモレヱ
テンコツ
ニヒリ
コイセイス
チヒニ
アヘヌニツ子
チヤハ
シヤンラリ、

ウエ モイケ
クト子
イハレ
アヘトカリ
シキレラ
アサマクン子
イカセフシユ
イテカニ
セウリ
チニシユリ

トンヒ
セウルヨクル
ハリフ
ヒシヨイチヤ
ホロフシヤンケ
ムンクルカ
クハシユイ
子モロアン
カシシヤツテク
ヲンタラタ

カシチヤク
ワツカトルウシ
クウトエ
シンヌクル
トアフケ
シユムイクヱ
シヤンヒル
ヲタヲケレ
シヤツカム
アヱヒカレ

ヱヱチヤヘ
シヤシン
トノトキ

一 同十八日朝くもり長人ツキノイのつき長人
イコトヱのつの海ヶ長人シヨンコ長人
[illegible]中ケ山ヶ[illegible]遍
[illegible]中之ヶ[illegible]百姓[illegible]
[illegible]
[illegible]

之の上てあし候ニ付　右者　頭文字之趣意之候
及承知候右之始末も　右儀を御ニ申上候而も
上候ニ而毎度此体致し　罷し候筈より申付候
節者ゑしれ不存候ニ付　不心得之儀を申出候ニ付
千万罷し候筈之不届一統千万罷　下ニ御沙汰候上
此段者右之者明白ニ候中之様一之始末ニ付候
右長人大名共中ニ申立候　今般ニ御沙汰ニ申上候右之者取計
仕置ニ右之人太之未定ニ申出候ニ付　此度之段　明白
中之者之御意趣之節御儀ニ　右之者之申出候　御ゑ分之節
中之者之書類ニ申立候右之者見　分之趣申之儀

第九々通り之者
　従業ひ之者名前　八人

マメキリ　ホニシアイヌ　イヌリマ　サケチレ
ノチツナカシ　ホロヱメキ　シトヌイ　ケウトモヒケ

　様方ニ者及教害候者名前　都十九人

シラリシヤアヌ　モシリイハケ　モウシタル　マウカト
カンノシハ　コタンビシケ　イカシアイヌ　トシト
セツハヤス　ヒシヨイナヤ　イルすセ　セウリ
カシキヤリ　シヤタヱ　シヨクユリ　ニモフシ
シヤニカリ　センヌ　シルリ　シセク

トハヘツ　リハシユイ　ホコシヤシケ　ムシタルカ
チニシユリ　トシヤモシホ　シヤシレ　ラカトレン
ウツカトルウシ

[illegible]

イナヨウン　リケン　タケシ　ラホカエ　カモイホリシ
アトエ　エウナヤケ　イムシウタレ　ヲムルケ　イツカイ
トリ　イヌカル　シウマウカサン　ノイラシケ　セタエチセフ
チカフキヨ　シヨンセル　シヤセラツカイ　チウレフ　アイキラシケ
イルキ　イカルサンケ　ヘシタウケ　シタ子　ナイフタアシ

テタトリ　サケヌカル　チヤレタ　チヒラシヤ　クニトハ
ニタエ　ヨムシウカ　クレタケ　トシヤクイ　シヤレユト
ウヨリトヘニ　イスキシヤラ　ヤエコカル　ヒシケレ　ヘケレモウ
モレンニシ　トエヨアイヌ　シケシトラ　チエカシヤル　アシヤカル
トケフラン　ニコシ子　チフシコレ　チアユヨレカ　コタレユカ
アムナヤリ　セツハカエ　シトツエ　ホキヌカル　カタニ
ヒセクエ　カムイナシコフ　トルウシ　アニノ　ヨレハク
イメツ名　エモレエ　テシユツ　ニヒリ　ユイセアイス
チヒエ　アイスニツ子　チヤハ　シヤンラツ　ウエモイケ
クトヲ　イハレ　アヘトカリ　シキンラ　アサマ名子

イカセソエ　イテカニ　トンヒ　セウルラクル　ハクフ
子モロアン　カシシャツテタ　ヨシタラク　リツトエ　シンヌル
トアフケ　シムイタエ　シヤンヒル　ヨタラセ　シャツカム
アエヒカン　コヘチヤハ　トノトキ

一　同日此度極方ゝ者及報害ゟ詳細書付
ゟ御達候ハ引續ゝ之ゟ
右人数中進ゟ後ゝ委細ゝ始末書面書
一　同日夜極方ゝゟ及報害ゟ脱走ゟ
ゟ御達ゟ長人数中進ゟ通知ゟ
入寄中御ゟ上候ゟ八人ゟ別紙書面御

一　ツキノイ　イコトエ　シヨンゴ　神長人数　碎出中
御ゟ報ゟ通
入寄中ゟ御ゟ徒蕃ゟ候ハ引續ゝ之ゟ
七人ゟ九指之人ゟ持参ゟ武器ゟ
ゟ御ゟ上ゟ　ゟ中御ゟ
一　右長人数中ゟ十分越之徒士員分　豆腐通知ゟ
ゟ御ゟ
一　夜ゟ武器ゟ通

弓　百二張　矢筒　七十八

但加之色々毒気数三千九百余

法　　五千七箇　　娜夷力　　七拾八箇

徳　　武拾

同十九日　強雨　暴風　加之去拾三人海水再
変出来　中之間　水日　去拾三
人海水長　中之間　水日　去拾三
人海水長　情実不詳　強中波　高く　去拾四
家倒　去拾　同日　又　昨夜　海水中之
変出来　海　中　家倒
同日　家倒　娜夷力　稲方　去及数軒
倒　家再変　去年　川端　去年中之
家

領内通　昨夜

人家之内　せき　不　支配人　倒
十日　毒害　改　同日　動　去年
人家　娜夷力　物　働　毒害
山奥　時節　動　毒害　入
毒害　去年　毒害　娜夷力
所　娜夷力　海　但　娜夷力
戸数　娜夷力　毒害　娜夷力

[illegible]毒殺中居り候[illegible]
サンキチ病気[illegible]
[illegible]人初部屋[illegible]
[illegible]支配人役居候同人[illegible]
文吉中[illegible]
[illegible]サンキチ[illegible]
[illegible]物同家マメキリ中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]中合[illegible]長人マメキリ中ゆきサンキチ
長人初部屋[illegible]毒殺いたし[illegible]
毒害[illegible]
同伝和メ働[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

政和二年出産

一

同所ニテ[illegible]人九歳ウテツンテ[illegible]
[illegible]如蛾表と居る[illegible]川連参り支度仕候
居る迚出立仕候又去年中宮[illegible]稼方
[illegible]アバホツキ[illegible]如蛾表と如唐国仕候居
[illegible]口惜事ニ存[illegible]稼方[illegible]
神[illegible]参[illegible]教[illegible]
中[illegible]都[illegible]つくしいる[illegible]
[illegible]参[illegible]
[illegible]

一

[illegible]と吾妻長人（サンキチ）お
[illegible]合[illegible]
[illegible]同人南海[illegible]
[illegible]年[illegible]通ヨムシヤ[illegible]
[illegible]吾妻長人（サンキチ）[illegible]
後世同人[illegible]世相[illegible]
[illegible]サンキチ[illegible]
[illegible]
[illegible]稼[illegible]
[illegible]稼[illegible]
[illegible]稼[illegible]

所れヨムシヤトヤハ
[illegible]

まきりとは小刀のるゐなり

之庭代として長人へくしたる壱年一張て会所形

一把宛前々より蝦夷人より家尓持出把まきり一挺

位々取之内にて運上屋川奉行衆より出すなり

倫々中山々一向難有かり候事其外候之儀之事

其後添も難待難有候物文壱年中々鉄メ粕も

婚礼之儀は左手中食料をも

婚礼之節難渋候得共物之上へ又古より蝦夷人之女子粕

メ鍋物等え撫方之ちん夫女取を折得く折

ひときは其家内ゆ存其家之事申すなり

同所に申すり中蝦夷之書にて撫方之ちんなと容

一

夫婦之内相応之者に書付之由及申すり候事承中に

人家に於ても相続之節まに通し日本之様立候

同所撫方之者共中にても之所にて自分之蝦夷人之男

女にても候物メ答にて入用数之ずる日本撫方之者

大勢之中に蝦夷人之取り申候

一

同所より渡いたし申すり候撫方之者共之大答に之

所之建之男蝦夷人女蝦夷へと大答之事之有之数への

中々中居候事後付之科も我等候子供と共に負候

女子撫方之者之取拝有之答に入用之者共

大勢蝦夷人之参り候所渡り帰申候

去る中日不長人ケウトモヒシテ家来帳夫メガリテ
[illegible]中付[illegible]処孫の外[illegible]
[illegible]稼方[illegible]
[illegible]
長人ホロヒメキに吾[illegible]
吾[illegible]吾[illegible]中[illegible]
[illegible]中

一

同所長人ケウトモヒシテ女房稼方[illegible]
[illegible]稼方[illegible]
[illegible]

一

同人ホロヒメキ　[illegible]稼方[illegible]
[illegible]
[illegible]代物[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　夫ゟ銀五百目ニ而之證いたしサン　七九郎を相手取切々切
んといたし候事有之候ニ付致示談中ニ而
同所さけむいらや組七ヨイチヤ与申　賤敷し女房へ
播磨屋とよの養女を取置候ニ付手込致し居たし
老父中ニ而茂長人ニ而ハたはかり候いたし候ニ付
右之元ニ小袖を着せ女房同様致し居候ニ付
右偽心得ニ付理不尽ニ養女江ニ付右女賤敷右候
中所ニつくないいたし候中ニ申候ニ付候と詫候
此所へ罷出候様申候ニ付出来申候ニ付之趣
相定御吟味之上申候　右相越候　播磨

ことの外募り候ニ付右ニ而者　論書之ニ付申候
播磨屋志ハ心得違之上右ニ付申候ニ付五人
八右衛門三人　向ゟ参り武人ち候ニ付八人
御かの御役人ニ而ハ見合せ候間五人ち
運送屋ニ相越候門前ニ居候大通り之ニ付候
りニ而五人ニ而相越候五人ニ而申候
六八人并役中ニ　右遠（?）ニ而ニ相成
右中之所通ニ而相止ル心得候之ニ付申候
十合志候と人と　対決中ニ而　御吟味之上相成候
此所ニ而御糺之上申上候

入仰

同

七月九日

穢多ゟ之及教害ハ脈夫

俵蓋ニ入る脈夫

マメキリ

ホニシアイヌ

イスクマ

サケチレ

ノチウトカン

ホロエメキ

シトヌイ

ケウトモヒシケ

シラリシヤマヌ　モシリイハク

コタンヒシケ　イカシアイヌ

イルヲセ　セウリ

モヌシ　シヤレカク

トバヘツ　クワレユイ

トレヤモシホ　シヤシレ

サウシケル　マウカト　カシノシハ

トント　セツハヤフ　ヒシヨイテヤ

ヤシチヤリ　レヤタエ　シヨリヨリ

センヌ　シルハ　シセク

ホロシヤンケ　ムレクルカ　チンシユリ

リカトレン　ワツカトルウシ

右ハ二ハ脈書及通詞ヒ

一　日ハ俵蓋ニ入る脈夫　穢多ゟ之及教害ハ脈夫

先年ゟ之ハ脈夫十人ゟ之ハ十人ゟ之ハ通

支配人并番人稼方之者共　此度之義ハ蝦夷之者ニ而御座候
于今前々一通之取計　有之候所
御出役御改被仰付　寛政年中ゟ　年々御出役
被成下蝦夷共之教化之儀　御撫育中亦　但為此度
猶又御撫育之儀ハ　御役所御取計之御趣意被為在
ニ而御用所稼方之者之及殺害出役之儀
相守可申　御趣意難有奉存　中々相守
右之御請　一統奉畏　御請書差上申候

寛政元己酉年七月廿日

イナヲラン　リケン　ヌケラヽ　ヲホカヱ　カモイホクヽ
イムシウタヽ　アトヱ　ヱウナヤナ　ホムシウカ　ヲムルケ
イツフイ　トリ　イヌカル　シウマウカサン　ノイランケ
セタヱチヤセヲ　チカフキラ　シヨンマクル　シヤモチツカイ　チウレウ
アイキランケ　イルキ　イカルサンヘ　ヘシタウケ　シタ子
チイワタアシ　テワタトリ　サケヌカル　チヤンタ　チヒラシヤ
クニトハ　ニタヱ　クルタケ　トシヤノイ　シヤレト
ウラリトヘニ　イヌキシヤヤ　ヤヘコカル　ヒシケレ　ヘケシマウ
モシンニシ　トヱラアイヌ　シケレトラ　チヱカシカル　アンチカレ
トケヲラシ　ニコン子　チナシコレ　チヤヱユシカ　ヱタンヘカ

アムチヤリ　セウハカヱ　シトフヱ　ホキメカル　カタニ
ヒセリコ　カムイナンコフ　トルウシ　アニノ　ヨシハタ
イメツケル　ヱモシヱ　テンユウ　ニヒリ　ヱイセアイス
チヒヱ　アイヌニツチ　チヤハ　シヤシヨウ　ウヱモイケ
クトチ　イハシ　アヘトカリ　シキンラ　フサマヨシチ
イカヤラシヱ　イテカニ　トンヒ　セフルラクル　ハリフ
チモロナニ　カシシヤツテク　ランタヨク　リツトヱ　シンスクル
トアツケ　シユムイタヱ　シヤンヒル　ヨタヨケシ　アヱヒカン
コヘチヤヘ　トノトキ　シヤウカム

右九指之人〻賊夷大往雲中射殺而即打殺〻つるかい

一　其後再〻以後再〻おゝ〻射殺イコヱ
ションコアイヌ　ツキノイ　賊夷大三人〻ゝ
賊夷中海辺　行方不分

一　同廿日　流霊船九艘引続〻右船拾九人　乗船
お交ゝ乗先　船中人〻賊夷八人〻賊夷中海辺
〻通

死骸賊夷中海辺
先遣るく分もり為かるし及強動の事〻日
支配人共并船方〻ゝ賊夷〻〻〻〻〻〻
〻方共一通〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

無之二拾九人右之致候蝦夷風ニ而へラタンケ与唱候
右之事を揃候而追々ニ申候へ老人指揮之者共
強盗乱妨之事共有之候ニ付候年来
剽悍之者共所々ニ而打破候年来語候而其外之
個いたし候其外之業も相成候其外多人数候へ
其余之老人共ハ右之通候ニ付法度之節も相守
於蝦夷地ニ而も兼而之趣を縁組候而召捕
中山相又陣屋ニ而相語候蝦夷共之内ゟ親類
之者共ニも候得共一心服之異変有之候へ
此之武器等相渡陣中陣屋ニ而相懸候死

文年中ゟ年々ニ而組合ニ而強盗を相働迷惑候之
従党之者を語ひ大勢及殺害候段不届至極ニ付
候ニ死罪申付候
右御仕置一統申渡候
寛政元己酉年七月廿日

アメキリ
ホニシアイヌ
イヌクマ
サケチレ
ノチウトカニ
ホロユメキ
シトヌイ
ケロトモヒシテ

右徒党之者共志法場ニ而引出死罪被仰付案内之儀

[illegible]

一　同廿三日ノ事ニ長人イコトエノつゝ[illegible]長人三日
ニコアイヌくゝ[illegible]長人ツキノイ[illegible]右之ヶ所ノ
長人[illegible]通知[illegible]中達[illegible]
[illegible]表迄[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　タンヲツフ　一振　乃ち長人
一　ニシハヤレリヱモシホウタリ　一振　イコトエ
ヲ人母
ツケン

一　タンコツフ　一振　シモテ
一　同断　一振　イニンカリ
一　カニウコエモシホウタヲハケ　一振　スウチヤシヨウ
一　タンコツフ　一振　ニシコマワケ
一　エモシホ　一振　エウトルカ

のつゝ酒肴長人

一　タンコエモシホ　一振　シヨンコアイヌ
一　タンコツフ　一振　ノチリサ
一　エモシホ　一振　ホロヤ
一　シヤヒシエモシホ　一振　コヘカアイヌ

一　カテカコエモシホ　一振　ハシメアイヌ

くるとり長人

一　タンコエモシホ　一振　ツキノイ
一　エモシ　一振　カシヌク
一　同断　一振　ウテリンテ
一　同断　一振　イコクカヤニ
一　同断　一振　シコシヤンケ
一　同断　一振　トヘウシ

以上　拾九束

右之通数帳面ニ而ハ少々別而高多検　請丸書

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

シモナ　イニンカリ　ニシコマツケ　カ子マキ

シトリキン　シケヤ　サレケシ　フイヌ　イコリカヤニ

子ナカ子　シカウケシ　ヨツケニ　ノンナイ

カシコトロイタキリン　ヨタメシユシ　センカラシナ

モシランテ　ユメシシヤム　キモニシキ　セルマシ
ヨマケシヤリ　イヘイケウ　トキヘリ　シヤンヘ
ヨトヘ　チヤウセン　イトニシテ　チウラウ
シラリヘウ　リコフル　ヱフツテ　サノフカハ
ケンノウ　セウチヤナ　イカシレ　フムリレ
コウ凡ケ　ノケシウ　キヌヱ　イタンシヱ
ホンシヤニ　モツタナ　イヘウラ

以上四指三人

一　同廿三日　いつも〳〵あ長人イコトヱくるさり出人
ツキノイあ人　ゆあ色とうふ居ふの赤人〳〵義

無意あるゆ知ヤ出ゆ越たく通
赤人イシユヨく義き年久家色とろ明治元年
ヒくるき大治郎夫たく毋把ニ新り黄金後〳〵
居ゆ記先生ゆ多ゆ所ゆ所ゆ明治元年
ヤきゆ出ゆ　死後家根ゆ家ゆ出ゆ
き赤人たらこ治ゆ高意年ゆ家ゆ出ゆ根ゆ居
出ゆ居ゆ年ゆ一向年ゆ年ゆ球ゆ出ゆ　ゆとケゆゆ
居ゆ出ヒくるき球の印器ゆ中く位業ゆ可家
根ゆ赤人ゆ家ゆ出ゆ中く位業ゆ可家
鐵ゆ右赤人ゆ家ゆ出ゆ中合帰ゆ根ゆ下ゆ

右長人え去ル比ゟ何ゟ出人ハ不審し候
ところ此處ニ渡来し場所ニ而見兒御ニて住居致し
候ニ付此等之者とも迄見ゟ候得ハ内大節ニ成候て
此節蝦夷と相成居候得共此上大蝦夷
志合ニ候ハゝ此所ニ居候とも差別も無く搦取相成
ニ而蝦夷人ニ而見ゟ候も右ニ付相成候ハゝ
中役蝦夷相分ル出人共
取調候ニ蝦夷共のつけ申出る合せ候と立会
なとこたん申候ハ蝦夷之内ニ而脇文名相聞候
申候ハ蝦夷人内へ脇文名相とゟ申候ハ蝦夷内脇

文名のつゟ海岸辺ニ而蝦夷兒ハ悪くとも海岸ニて取扱
御ニ而御申付役所へ申出る事ニ申候ハ遣方ニ取計
文名ちくし此人ニ申ハ辺 大内ニ而御取計る蝦夷を
立くまり候事ゟ候し申ハ合せ夫ゟ申候
其節者前段之通蝦夷ハ右 内脇之事ニ
同日 向の者へ長人へイエトエのつゟ海辺長人へシコ
シコアイヌくゝ去り長人へツキノイ 右之老大脇申
海ニ而是迄候而先是ニ談判致し相済候内
南部家ヘラウシトミカムイ 申候ハ先年御指図
宛名申而 十番把宛 右三人へ内ニ而 去ルヘラウシトミカム

イ之中ニ而も　蝦夷人之者ニ有之　動かさる事　家々にて在候
祖母キツケニ　鷲羽右門取之合　中渡シヤモニエヒ
ニホ志ら　矢羽指添　白鳥羽　指矢把　西蝦夷　内廉候
内に居候

一 のつこの滝ニ而　長人　ホロヤ　ニサブロフ　ノチリサ
ロエカアイヌ　太田取之合　中渡　西蝦夷　内廉候事
人ゟ第七俵　矢羽　白鳥羽　大把宛　内に居候

一 同大沢のつこの滝ニ而　長人　ショニコアイヌへ　差出
長人之　鷲羽之　中渡いたし　今度　同所　蝦夷人之ゟ　指
別段精出勤仕候人　西蝦夷　御褒美として　差遣　交易　被下置

差出候　御褒美　白鳥羽　矢九指添并　矢羽
矢百把　指出蝦夷之ゟ　内に居候　右長人之ゟ　中渡いたし

一 同日　今度差出　長人　ツキノイ　鷲羽　同様ニ合　精
又中渡　第五指添　矢羽　白鳥羽　指把　今度差出
蝦夷之ゟ　内に居候

一 同所のつ志し　長人　イコトエモン　長人之　鷲
出中渡いたし　今度　指出　精出勤いたし　西蝦　内
御褒美この度差出　粮米　被下置　帰り候節その
方へ　許可之所　内に居候この中にて　そこを　立退候　差出蝦夷

[illegible]

一 同日[illegible]十分[illegible]

[illegible]

一 同[illegible]通

此度[illegible]

慢[illegible]

同[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 同廿[illegible]

[illegible]

一 のつゝ[illegible]長人ショウコアイヌくちより長人

ツキノイ[illegible]今朝[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

同長人達　シレモナ　イコンロシケ　イナロウ

ヱラトルカ　リミセアイヌ　ヌウテヤシテクル　シトキレラ

リキケヤシテ　ニツ子クル　シリュメト　チヨラヌカ

トキ　チャウ　イニシカリ　ユエフリ　ニシアマッケ

祝無ツケニ　トカムイマウ

たゝ〳〵　始中御ゆき　慶一件ニ付永く御花

お清様達業ともお清〳〵様達業のみ為　慶

張宛　煙草七把宛の外中ゆ

同り惠長人　イコト　ヱ　ヌウ　モナ　ヌウチヤ　シテクル

始中御ゆき　南部惠振夫太　慶羽の方業

一

お清様達業ともお清〳〵様達業のみ為　慶

十張宛　煙草七把宛の外惠振夫太　伊勢

こうて御ゆき

惠長人　イコトヱ　祝長人　始中御ゆき

慶〳〵中ゆき　慶り　慶〳〵　慶り　婦人　慶

くるとりのつう御ゆき　惠振夫太　長人　慶

御中合惠振夫太　婦人　慶〳〵　慶〳〵　慶

惠振夫太　慶〳〵　慶〳〵　慶〳〵　慶

惠振夫太　慶〳〵　慶〳〵　慶〳〵　慶

惠振夫太　慶〳〵　慶〳〵　慶〳〵　慶

こうて御ゆき

一同月廿七日出船同月廿九日より陸通り段々急ぎ中日
前長崎所より陸通り段々急ぎ十分
急ぎ候共未だ古賀村迄業師所五軒程
中略

一同月廿八日薩摩出船同月晦日
ありやまん浦より出船
浦賀着

一同月八日浦賀出船ありやまん浦へ出船
長崎より陸通り

九月廿日薩摩松前表へ到着

一流罪法人引渡し船頭人数十三人
地元より役人古賀村

一此度内見所船頭人数十三人元より役人
古賀村中

右前書之趣長崎奉行所へ届之通
外国奉行所へ届ありこれ
寅年十月廿日入御尋

寛政二庚戌年
四月廿日

松前志摩守家来
新井田源之助
五郎兵
横井宗兵衛

惣人数弐百弐拾〆弐人

内訳

先手〆人数拾遍ニ限ル

番頭　新井田孫三郎

物頭　松井茂兵衛

軍中目付　松倉玉角

弓之間諸役　中村孫久吾

大出院番　秋山角九郎門

小出院番　高橋喜兵衛

大廣目番　松江源七

右同断　鈴木文治

醫師　村岡雄載

徒目付　平沼清六

右同断　木下彌治郎門

足軽組頭　石黒文藏

同断　八亦藤吉

同断　藤田亀藏

同断　櫻井圓右衛門

同断　金子平兵衛

一

一組 足軽弐拾四人

一窄組 足軽拾弐人

一通船頭 弐人

一下通船 拾六人

一武器粮米積 私大小七艘

右人数弐百拾人余

和田源兵衛

一

例役 青山禁司

中之院番 新井田文之丞

目付役 新谷六九郎

中之院番 広瀬兵太

一

右表人数軍中為定年番 新井田

一

右表人数軍中為定年番 新谷

一

右表人数軍中為定年番 広瀬

中御番衆 諸員嘱託者人数引拂

中御番衆 新谷

合 表人数弐百六拾人余

持系武器覽

一 鉄砲　四拾五挺

到目

三十匁分　三拾挺
二十匁分　五拾挺
十五匁分　五拾挺
十匁分　五拾挺
七匁分　十挺
四匁分　十七挺

一 大鉄砲　三挺

但火術〻筒色〻拵事付

一 鉄砲　到目形

一 焔硝　矢倉系

三十六貫八百目
六百斤余

一 弓　拾五張
一 矢　千五百本
一 長柄　五十筋
一 鑓　就流
一 懸鑓　就拾本
一 大吹流　壱本
一 軍旗　壱
一 鉦　就ツ
一 太鼓　就ツ
一 軍貝　就ツ
一 幕　三十五張

存外 陸奥色〻拵条仕ル

寛政二庚戌年四月官

松前志摩守家来　新井田孫三郎

同　横井関九郎

別紙書付　五〻〻

ツキノイ	イユトイ	シヨンコ	ヨツケニ	ホロヤ			
ニサムロフ	ノチリサ	コヘカアイヌ	ハシタアイヌ	シモチ			
イチロウ	エウトルカ	リミセアイヌ	ヌウナヤシテルル	シトキシフ			
チヨリヌカ	イコンセシケ	リキチヤシテ	ニツチウル	シリコイト			
トキシヤラ	イニンカリ	ニエフリ	ニシコマツケ	トカムイマウ			
カヲマキ	イコトカニ	シトリキン	シケシ	サンケアイヌ			
ヲチカヲ	シトウケン	ユウトロカ	ホロヤリ	シケセ			
ノシノイ	カシユトロ	イタキリン	コタシユン	イタシユエ			
センカンシケ	モシラシテ	コタンシヤム	キセニシキ	セルマシ			

ヲヤチシヤノ　イヘイチウ　トキヘク　イヘウラ　シヤンヘ
ヲトヘ　チヤウセン　イトヒシナ　テウフウ　シヨリヘノ
リユフル　ユツバケ　サリラカウ　ケンノウ　フムリレ
ユウハルヘケ　ノナシラ　キタエ　ホンシヤニ　モツメナ

右之指文人〻名〻長〻（略）別心無之者共之儀ハ
まつまへ御意摩之ハ中ゆ

寛政二庚戌年四月　日

松前志摩守家来
新井田弥三郎
横井関蔵

寛政二年庚戌八月三日

沖善請役
青嶋俊蔵

其方儀相乗松前表ヘ被差遣候ハ
松前志摩守家来何様相物ハ蝦夷地騒動ハ
ハ不申ハ扱中居候ハ松前出役ハ彼等義彼地役
助云沖用外ハ松前出役ハ其上右出役ハ一出ハ役
ハ出ハ外国ハ接ハ儒不殊ハ蝦夷地擾乱ハ砌ハ
儒ハ平常ハ時義ハ遠ハ合儀相紀ハ

[illegible]清用外[illegible]海[illegible]切[illegible]志摩守[illegible]
中[illegible]始末不屈[illegible]遠[illegible]中付[illegible]

松前志摩守[illegible]

[illegible]老　松前[illegible]

[illegible]人寺社[illegible]　[illegible]舎人

寺社[illegible]　[illegible]

其方[illegible]蝦夷地[illegible]動有[illegible]怒入[illegible]珈[illegible]
松前[illegible]蝦夷地交易[illegible]と

[illegible]蝦夷[illegible]
[illegible]締方[illegible]任[illegible]附[illegible]
[illegible]書[illegible]業[illegible]助[illegible]
地[illegible]員[illegible]評儀[illegible]
始末不[illegible]二人[illegible]押込中付[illegible]

奥州野辺地村

徳[illegible]

其方[illegible]不[illegible]節[illegible]
右[illegible]世[illegible]後[illegible]宅中渡[illegible]

德川八俊義召仕ニ成り蝦夷地ハ弓矢ヲ者也

U26678